



## マイナンバー提出による添付書類の省略について

R8.3.1~



令和7年4月1日より、申請時に個人番号（マイナンバー）を提出することで、必要書類の一部を省略できるようになりました。省略を希望する場合は、「マイナンバー調書兼同意書（利用する制度によって様式が異なります）」に必要事項を記載し、省略する書類の代わりに裏面の必要書類を提出してください。  
※マイナンバーの提出による書類の一部省略は任意です。従来通り、全ての必要書類を紙で提出することでも差支えありません。また、マイナンバーの提出の有無が医療費助成の審査に影響することはありません。

提出いただいたマイナンバーを活用し、市町村等に情報照会を行い、得た情報に基づき支給認定の審査を行います。（これを「情報連携」といいます。）情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

## 1 対象事業

- 肝炎治療特別促進事業（肝炎治療受給者証の交付申請等）
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（参加者証の交付申請等）
- 肝炎陽性者フォローアップ事業（初回精密検査・定期検査費用助成）

## 2 省略することができる書類

- **医療保険の支給に関する情報を確認できる資料等**  
（保険者から発行される「資格情報のお知らせ」「資格確認書」や、マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」等の資料）
- **市町村民税所得課税証明書**  
※ 世帯員のうち、転居等により申請年（1月～6月に申請する場合はその前年）の1月1日時点の生活の本拠地が現在の住民票と異なる方がいる場合は、必ずお申し出ください。
- **住民票の写し（本人のみ）** ※「世帯全分の住民票の写し」は省略できません。

## 3 注意事項

- ・マイナンバーを提出いただき、必要書類の省略を希望された場合でも、情報連携により情報が取得できない等の理由で、全ての書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承ください。

### 【医療保険の支給に関する情報を確認できる書類を省略したい場合】

- ・保険の種類によって、情報連携先が異なりますので、マイナンバー調書に加入している医療保険の種類について、正確にチェックをお願いします。

### 【市町村民税所得課税証明書を省略したい場合】

- ・世帯員のうち、前年に収入が無い方がいる場合には、医療費助成の申請を行う前に、お住いの市町村の市町村民税担当課に収入状況の申告を行ってください。
- ・世帯員のうち、転居等により申請年（1月～6月に申請する場合はその前年）の1月1日時点の生活の本拠地が、現在の住民票と異なる方がいる場合は、必ずお申し出ください。

## 4 必要書類

### <来所申請の場合>

下記①～③を、申請書類と併せて提出してください。（②③は提示で可）

① マイナンバー調書兼同意書 代理人の場合は、申請書委任欄の記載又は委任状が必要です。

② 申請者（又は代理人）の本人確認書類（ア又はイ） ※コピー可

ア 顔写真付きのもの1点

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート等

イ 顔写真なしのもの2点

国民年金手帳等、官公署から発行された書類で

氏名・生年月日又は氏名・住所が記載されているもの

③ 希望者全員のマイナンバーを確認できる書類（ウ～オのいずれか）

ウ マイナンバー（個人番号）カード ※両面コピー可

エ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票 ※提出書類と併用で可

オ 通知カード（氏名・住所等の記載事項に変更がないものに限る） ※両面コピー可

### <郵送申請の場合>

下記①～③を、申請書類と併せて「特定記録郵便」でご郵送ください。

① マイナンバー調書兼同意書

② 申請者の本人確認書類（ア又はイ）のコピー

ア 顔写真付きのもの1点

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート等

イ 顔写真なしのもの2点

国民年金手帳等、官公署から発行された書類で

氏名・生年月日又は氏名・住所が記載されているもの

③ 希望者全員のマイナンバーを確認できる書類（ウ～オのいずれか）のコピー

ウ マイナンバー（個人番号）カード ※両面コピー

エ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票

オ 通知カード（氏名・住所等の記載事項に変更がないものに限る） ※両面コピー

#### 書類をコピーする際のチェックポイント

- 氏名や生年月日、住所等の記載が明確に見えますか？
- 氏名や住所等の記載内容は申請書に記載のものと同じですか？
- （マイナンバーカードの場合）裏面もコピーしていますか？
- （上記③に使用する書類）マイナンバー12桁が全て見えますか？
- （変更事項の記載がある場合）裏面もコピーしていますか？



愛媛県イメージアップキャラクター  
こみきやん

問合せ先：お住まいの市町を管轄する保健所（松山市の方は中予保健所）の感染症対策係